

## 知的財産管理技能検定2級テキスト【改訂5版】をご購入いただいた皆様へ

第22回(2015年11月15日)以降の検定試験を受検される場合は、著作権法の一部を改正する法律および平成26年特許法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級テキスト【改訂5版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

### 法改正に関するお知らせ

知的財産管理技能検定2級テキスト【改訂5版】

実施回	試験日	法令基準日
第22回	平成27(2015)年11月15日(日)	平成27(2015)年5月1日
第23回	平成28(2016)年3月13日(日)	平成27(2015)年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

著作権法の一部を改正する法律	
公布	平成26(2014)年5月14日(平成26年法律第35号)
施行日	平成27(2015)年1月1日 ※視聴覚的実演条約についてはその発効日
参考	文化庁ホームページ 平成26年通常国会 著作権法改正について <a href="http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html">http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html</a>

平成26年特許法等の一部を改正する法律	
公布	平成26(2014)年4月25日(平成26年法律第36号)
施行日	平成27(2015)年4月1日 ※ジュネーブ改正協定加入のための国内担保法としての改正の施行期日は、同協定の発効の日(平成27年5月13日)
参考	特許庁ホームページ 平成26年特許法の一部を改正する法律について <a href="https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h26_houkaisei/h26text.pdf">https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h26_houkaisei/h26text.pdf</a>

#### ◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報をホームページにて公開しています。

<アップロードホームページ> ➡ <受験対策> ➡ <読者サポートコーナー> ➡ <法改正情報>  
URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

対象ページ	P31
該当箇所	Lesson4 特許調査と出願戦略 <b>2</b> 先願特許や登録特許の調査方法 (1)特許電子図書館を利用した先願調査 3～5行目
変更内容	工業所有権情報・研究館のサービス変更に伴い、内容を変更いたします。  <<変更前>> (1)特許電子図書館を利用した先願調査 では、すでに出願、または登録されている特許を調査するには、どうしたらよいでしょうか。 例えば、工業所有権情報・研修館の「特許電子図書館(IPDL)」では、特許に関する情報を技術分野ごとに整理し、データベース化しています。この IPDL( <a href="http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl">http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl</a> )を利用した検索方法を紹介します。  <<変更後>> (1)特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)を利用した先願調査 では、すでに出願、または登録されている特許を調査するには、どうしたらよいでしょうか。 例えば、工業所有権情報・研修館の「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」(平成27年3月23日サービス開始)では、明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類約9,800万件とその関連情報について、検索・利用できるようデータベース化されています。この J-PlatPat( <a href="https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage">https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage</a> )を利用した検索方法を紹介します。  <b>注：以降、特許電子図書館(IPDL)は、特許情報サービスプラットフォーム(J-Patpat)と読み替えてください。</b>

対象ページ	P39
該当箇所	Lesson5 特許を受けることができる者 <b>1</b> 特許を受けられる者とは (2)発明者が複数の場合 11～12行目
本文削除	他の共有者の同意が必要ない行為は、自己の持分の放棄です(特38条の2)。ただし、後述する仮専用実施権を有する者がいる場合は除かれます。

対象ページ	P57
該当箇所	Lesson7 特許出願後の手続き[1] <b>2</b> 出願審査請求とは (2) 15行目 本文追加
変更内容	救済措置の拡充に伴い、内容を追加いたします。
追加本文 (下線部分)	もし、出願から3年以内に出願審査請求がない場合は、その特許出願は取り下げられたものとみなされますので、注意しましょう。 <u>ただし、出願審査請求期間を徒過したことについて正当な理由があったときは、その理由がなくなってから2カ月以内に出願審査請求期間経過後1年以内であれば、出願審査請求をすることができます(特48条の3第5項)。</u>

対象ページ	P78
該当箇所	Lesson10 特許権の管理と活用[1] <b>1</b> 特許権の管理 4行目 本文追加
変更内容	救済措置の拡充に伴い、内容を追加いたします。
追加本文 (下線部分)	なお、例外的に30日だけ納付期間を延長することができます(特108条3項)。また、 <u>特許料を納付する者がその責めに帰することができない理由により特許料を納付することができない場合は、その理由がなくなった日から14日以内で納付期間経過後6カ月以内であれば、特許料を納付することができます(特108条4項)。</u>

対象ページ	P80
該当箇所	Lesson10 特許権の管理と活用[1] <b>Questionの正解と解説 B</b>
削除内容 (下線部分)	救済措置の拡充に伴い、内容を削除いたします。 <<変更前>> <b>B</b> について、特許査定の際に特許料が送られてきても、特許権の設定登録はされず、また、特許料は特許料送達日から30日以内(例外的に、30日だけ納付期間の延長が可能)に、納付しなければなりません。よって、本肢は誤りです。 <<変更後>> <b>B</b> について、特許査定の際に特許料が送られてきても、特許権の設定登録はされず、また、特許料は原則として特許料送達日から30日以内に、納付しなければなりません。よって、本肢は誤りです。

対象ページ	P112
該当箇所	Lesson14 特許権の侵害と救済[2] 5 侵害することが明らかな場合の対応 5～から6行目
追加本文 (下線部分)	特許異議の申立て制度が創設されたため、内容を追加いたします。 <p>《変更前》 もし、相手の特許の有効性を否定できる材料が見つかったときは、「特許無効審判」を請求し、その特許を無効にすることができます(特 123 条)。</p> <p>《変更後》 もし、相手の特許の有効性を否定できる材料が見つかったときは、「<u>特許異議の申立て</u>」をし、<u>その特許を取り消すことができることがあります(特 113 条)</u>。また、「<u>特許無効審判</u>」を請求し、その特許を無効にすることができます(特 123 条)。</p>

対象ページ	P112
該当箇所	Lesson14 特許権の侵害と救済[2] 6 特許異議の申立てとは の追加
変更内容	特許異議の申立て制度が創設されたため、内容を追加いたします。
追加本文	<p>6 特許異議の申立てとは</p> <p>特許権として成立していても、審査の段階では発見されなかった新規性や進歩性を否定する資料が見つかることがあります。このような場合に、誤って特許権が与えられたと考えられる権利について、異議の申立てをすることができます。これを「特許異議の申立て」といいます。</p> <p>特許異議の申立ては、当事者間の具体的紛争の解決が主目的ではなく、特許庁自らが行った特許処分<sup>1</sup>の適否を再度審査し、瑕疵のある場合はその瑕疵を是正することによって特許に対する信頼性を高めるという公益的な目的を達成することにあります。</p> <p>よって、特許異議の申立ては、「誰でも」することができますが、権利帰属に関する事由(共同出願違反<sup>2</sup>やいわゆる冒認出願<sup>3</sup>)について申立てすることはできません。これらの事由については、後述する「特許無効審判」で争うことになります。</p> <p>なお、特許異議の申立ては、権利の早期安定化等の観点から、特許掲載公報の発行の日から6カ月以内に行うことができます(特 113 条)。</p> <p>特許異議の申立てで「取消決定」となったときは、特許権者は、その判断について争うことができます。具体的には、取消決定の謄本の送達の日から 30 日以内に、特許庁長官を被告として、東京高等裁判所(知的財産高等裁判所)に取消訴訟を提起することができます(特 178 条、179 条)。</p> <p>そして、「取消決定」が確定すると、その特許権は、初めから存在しなかったものとみなされます(特 114 条3項)。</p> <p>一方、「維持決定」となったときは、特許異議申立人は不服を申し立てることができませんが(特 114 条5項)、別途、後述する「特許無効審判」を請求して争うことができます。</p>

対象ページ	P112～P113
該当箇所	Lesson14 特許権の侵害と救済[2] 6 特許無効審判とは → 7 特許無効審判とはへ変更
変更内容	特許無効審判の請求人に関する法の改正に伴い、内容を変更いたします。 …… <<変更前>> 6 特許無効審判とは 本文削除 …… <<変更後>> 7 特許無効審判とは 前述の「特許異議の申立て」と似た制度として、「特許無効審判」があります。 特許無効審判は、特許権侵害で訴えられている者等、利害関係人でなければ請求することができません。共同出願違反、または、いわゆる冒認出願(特許を受ける権利を有しない者による特許出願)を無効理由とする場合は、「特許を受ける権利を有する者」でなければ請求することができません(特 123 条2項)。これ以外の無効理由については、誰でも請求することができます。 同一の特許権について無効審判を請求する者が複数いる場合は、これらの者が共同して請求することも可能です(特 132 条1項)。 また、特許権の消滅後であっても請求することができます(特 123 条3 項)。 特許無効審判で「無効審決」となったときは、特許権者はその判断について争うことができます。具体的には、無効審決の謄本の送達の日から 30 日以内に、特許無効審判の請求人を被告として、東京高等裁判所(知的財産高等裁判所)に審決取消訴訟を提起することができます(特 178 条、179 条)。 そして、「特許無効審決」「審決」とは審判の結論が確定すると、原則として、特許権は初めから存在しなかったものとみなされます(特 125 条)。

対象ページ	P113
該当箇所	Lesson14 特許権の侵害と救済[2] 7 訂正審判とは → 8 訂正審判とはへ変更
変更内容	特許異議の申立て制度が創設に伴い、項目が追加されたため、項目番号を変更いたします。

対象ページ	P113
該当箇所	Lesson14 特許権の侵害と救済[2] 7 訂正審判とは → 8 訂正審判とは 3行目
追加本文 (追加本文)	特許異議の申立て制度が創設されたため、内容を追加いたします。 特許権の設定登録後に、無効理由が存在していたり、… 特許権の設定登録後に、異議理由や無効理由が存在していたり、…

対象ページ	P119
該当箇所	Lesson15 実用新案法 2 実用新案制度と特許制度の違い ②実用新案権は早く付与される 10行目 本文追加
変更内容	救済措置の拡充に伴い、内容を追加いたします。
追加本文 (下線部分)	したがって、実用新案法では、出願を放棄、取り下げ、却下しない限り実用新案権が設定登録されますので(実 14 条2項)、出願と同時に、第1年から第3年までの登録料を納付しなければなりません(実 32 条1項)。 <u>なお、登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により登録料を納付することができない場合は、納付期間経過後に登録料を納付することができる場合があります(実 32 条4項)。</u> 第4年以降の登録料については、前年以前に納付する必要があります(実 32 条2項)。

対象ページ	P142
該当箇所	Lesson18 意匠登録を受けるための手続き 3 意匠登録出願後の流れ (1)出願の審査 3行目
変更内容 (下線部分)	審査期間について、変更いたします。 …… <<変更前>> 意匠登録出願をすると、原則として、すべての出願が自動的に審査されます。特許出願とは異なり、出願人が「出願審査請求」をする必要はありません。通常、出願日から半年～9カ月程度で審査が開始され、1年以内には特許庁から拒絶理由通知や登録査定などのアクションがある、といわれています。 …… <<変更後>> 意匠登録出願をすると、原則として、すべての出願が自動的に審査されます。特許出願とは異なり、出願人が「出願審査請求」をする必要はありません。通常、出願日から6カ月程度で特許庁から拒絶理由通知や登録査定などのアクションがある、といわれています。

対象ページ	P151
該当箇所	Lesson19 意匠権の管理と活用 1 意匠権の管理と維持 2行目 本文追加
変更内容	救済措置の拡充に伴い、内容を追加いたします。
追加本文 (下線部分)	登録査定の際に送達された日から 30 日以内に、登録料が納付されることで、意匠権の設定登録がされ、意匠権が発生します(意 20 条)。納付期間を徒過した場合でも、登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により登録料を納付することができない場合は、納付期間経過後に登録料を納付することができる場合があります(意 43 条4項)。意匠権は、設定登録日から 20 年間存続します(意 21 条)。

対象ページ	P170
該当箇所	Lesson21 商標法の保護対象と登録要件 [1] 5 商標法の保護対象である「商標」とは (1)商標の種類 1～5行目
変更内容 (下線部分)	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を変更いたします。 <<変更前>> 商標法において、商標とは「 <u>文字、図形、記号もしくは立体的形状、もしくはこれらの結合、またはこれらと色彩との結合</u> 」であって、業として商品を生産等する者が、その商品等について使用するものと、定義されています(商2条1項)。どのような商標があるかを大まかにまとめると、①文字商標、②図形・記号の商標、③結合商標、④立体商標、があります。 <<変更後>> 商標法において、商標とは「 <u>人の知覚によって認識することができるものうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの(以下「標章」という。)</u> 」であって、業として生産等する者が、その商品等について使用するものと、定義されています(商2条1項)。どのような商標があるかを大まかにまとめると、①文字商標、②図形・記号の商標、③結合商標、④立体商標、⑤動き商標、⑥ホログラム商標、⑦色彩のみからなる商標、⑧音商標、⑨位置商標があります。

対象ページ	P170
該当箇所	Lesson21 商標法の保護対象と登録要件 [1] 5 商標法の保護対象である「商標」とは (1)商標の種類 13行目
変更内容	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を追加いたします。
追加本文 (下線部分)	立体商標とは、飲食店の前に置かれる立体人形や包装容器など、特殊な形状をした商標のことをいいます。 動き商標とは、 <u>文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標のことをいいます。例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形などがこれに当たります。</u> ホログラム商標とは、 <u>文字や図形がホログラフィーその他の方法により変化する商標のことをいいます。見る角度によって変化して見える文字や図形などです。</u> 色彩のみからなる商標とは、 <u>単色または複数の色彩の組み合わせからなる商標(これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標)のことをいいます。例えば、商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩などがこれに当たります。</u> 音商標とは、 <u>音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標のことをいいます。例えば、CM などに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音などがこれに当たります。</u> 位置商標とは、 <u>図形等の商標であって、商品等に付す位置が特定される商標のことをいいます。</u> 従来、 <u>文字や図形等の視認可能な商標のみが保護の対象となっていました</u> が、平成 26 年法改正により、「 <u>動き商標</u> 」「 <u>ホログラム商標</u> 」「 <u>色彩のみからなる商標</u> 」「 <u>音商標</u> 」「 <u>位置商標</u> 」についても保護の対象に加えられました。

対象ページ	P171
該当箇所	Lesson21 商標法の保護対象と登録要件 [1] 5 商標法の保護対象である「商標」とは (1)商標の種類 条文
変更内容 (下線部分)	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を変更いたします。 <<変更前>> <b>条文</b> 商標法2条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。 <<変更後>> <b>条文</b> 商標法2条 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるものうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。

対象ページ	P181
該当箇所	Lesson22 商標法の保護対象と登録要件 [2] 1 商標登録の要件 (4)商標登録を受けられない商標 ⑦を⑧に変更のうえ、⑦を新たに追加
変更内容	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を追加いたします。
追加本文	⑦商品等が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標(商4条1項18号) 商品または商品の包装の機能を確保するために不可欠な形状(特徴)のみからなる商標、商品が当然に備える色彩や発する音(例えば、商品「自動車のタイヤ」の黒の色彩、役務「焼肉の提供」における肉の焼ける音)のみからなる商標などが、これに該当します。 これらについて商標登録を認めると、商標もしくは商品の包装または役務の提供の独占につながるおそれがあることから認められません。

対象ページ	P181
該当箇所	Lesson22 商標法の保護対象と登録要件 [2] 1 商標登録の要件 (4)商標登録を受けられない商標
変更内容 (下線部分)	新規項目追加のため、項目番号を変更いたします。 <<変更前>> ⑦ 他人の業務にかかる商品等を表示するものとして、国内外において需要者の間に広く認識されている商標と同一・類似の商標を、不正の目的をもって使用するもの(商4条1項19号) <<変更後>> ⑧ 他人の業務にかかる商品等を表示するものとして、国内外において需要者の間に広く認識されている商標と同一・類似の商標を、不正の目的をもって使用するもの(商4条1項19号)

対象ページ	P193
該当箇所	Lesson24 商標登録を受けるための手続き 1 商標登録出願に必要な準備 (3)商標登録出願に必要な書類 3行目
変更内容	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を追加いたします。
追加本文 (下線部分)	商標登録を受けるためには、出願人の氏名や住所、登録を受けようとする商標、指定商品・指定役務およびその区分を記載した「願書」を提出します(商5条)。 <u>商標登録を受けようとする商標が、願書の「商標登録を受けようとする商標」の記載のみによってはその態様を必ずしも明確に認識することができないものである場合には、その商標(商標登録を受けようとする商標)を出願する旨を願書に記載しなければなりません(商5条2項)。そのため、動き商標やホログラム商標のように商標にかかる文字や図形等が変化する商標、立体商標、色彩のみからなる商標、音商標および位置商標について商標登録を受けようとする場合は、それぞれの商標であることを願書に記載しなければなりません。</u> さらに、「商標登録を受けようとする商標」の記載だけではその内容を明確に特定することができない場合は、商標の詳細な説明を願書に記載して内容を明確にしなければなりません。加えて、音の商標におけるその音を記録した記録媒体のように、商標登録を受けようとする商標を明確にするための物の提出が必要な商標については、所定の物件を願書に添付しなければなりません(商5条4項)。

対象ページ	P200
該当箇所	Lesson25 商標権の管理と活用 1 商標権の管理と維持 2行目
変更内容	商標法の保護対象の拡充に伴い、内容を追加いたします。
追加本文 (下線部分)	登録査定の際に送達された日から 30 日以内に、登録料が納付されることで、商標権の設定登録がされ、商標権が発生します(商 18 条)。納付期間を徒過した場合でも、登録料を納付する者がその責めに帰すことができない理由により登録料を納付することができない場合は、納付期間経過後に登録料を納付することができる場合があります(商 41 条4項)。商標権は、設定登録日から 10 年間存続します(商 19 条)。

対象ページ	P234
該当箇所	Lesson29 その他の条約 3 ハーグ協定 全文変更
変更内容	日本国のハーグ協定加入に伴い、全文変更いたします。 <<変更後>> ハーグ協定は、意匠の国際登録に関する取り決めです。原則として、意匠の保護を受けるには、その国において意匠登録を認められる必要があり、複数の国で保護を求める場合には、それぞれの国で意匠登録出願(もしくは寄託)し、その国の制度にのっとった審査を経なければなりません。 ハーグ協定は、このプロセスを容易にする規定です。とはいえ、ハーグ協定を利用して権利を得れば、世界中で保護を受けられるというわけではありません。これまでの日本がこの協定に加入していなかったように、未加入の国もあるからです。

対象ページ	P234後
該当箇所	Lesson29 その他の条約 Column8 ハーグ協定のジュネーブ改正協定
変更内容	日本国のハーグ協定加入に伴い、Column8を追加いたします。
追加本文	<p>ハーグ協定は、1925 年に「意匠の国際寄託に関するハーグ協定」として制定されたものを起源として、その後 1934 年にロンドンで、また 1960 年にハーグで、それぞれ改正協定が制定されました。しかしながら、これらいずれの改正協定も、各国における保護の効果を拒絶するための期間が短いこと等が障害となり、実体審査国の参加は進みませんでした。</p> <p>ジュネーブ改正協定は、実体審査国や政府間機関の積極的な参加を目指し、これまでの改正協定を更に修正・補完する形で 1999 年 7 月に制定され、2003 年 12 月に発効しました。</p> <p>日本はこれまでハーグ協定に未加入でしたが、ジュネーブ改正協定への加入が決まり、平成 27 年 5 月 13 日以降、ジュネーブ改正協定の締約国において、意匠の国際登録制度を利用した簡易かつ低廉な手段により意匠の保護を受けることが可能となりました。</p> <p>ハーグ協定のジュネーブ改正協定を利用すると、一度の手続きで複数国での権利取得が可能となります。複数国で、最大 100 の意匠について、単一書類・単一言語・単一通貨での一括出願手続きが可能となるため、複数国において意匠権を取得するために必要な直接・間接コストの低廉化を図ることができます。</p> <p>そして、複数国・複数意匠についての意匠権の管理が容易となります。国際登録の更新や移転等の手続きは WIPO(世界知的所有権機関)の国際事務局に対する一回の手続きで可能となるため、複数国・複数意匠についての意匠権の管理が容易になります。</p> <p>ハーグ協定による国際出願制度は、マドリッド協定議定書の制度と似ていますが、ハーグ協定では国際登録に関して、基礎出願や基礎登録が必要とされない点で異なります。</p> <p>ハーグ協定のジュネーブ改正協定における手続きの概略はこのようになっています。</p> <p>(1)国際出願</p> <p>意匠の国際出願をする場合、直接または自国官庁を通じて、国際事務局に願書を提出します。国際出願の言語は、英語、フランス語、スペイン語の中から任意に選択します。1つの国際出願で、複数の指定国を選択することができ、また、1つの国際出願に、最大 100 までの意匠を含めることができます。</p> <p>(2)国際登録と国際公表</p> <p>国際事務局は、国際出願の方式審査をした後、国際登録簿に意匠を登録します。国際登録された意匠は、国際登録から 6 カ月後、または出願人の請求により国際登録後速やかにもしくは国際登録後 30 カ月以内の公表延期期間が経過した後に、国際事務局によって国際公表されます。</p>

	<p>(3)拒絶の通報</p> <p>指定国の官庁は、その指定国において国際登録に係る意匠の保護を拒絶する場合には、国際公表から 6 カ月以内(宣言をしている場合には 12 カ月以内)に、その旨を国際事務局に通報します(拒絶の通報)。</p> <p>(4)拒絶の取下げの通報、保護の付与の声明</p> <p>指定国の官庁は、拒絶の通報を行った意匠について、後に拒絶の理由が解消した場合には、国際事務局に対して拒絶の取下げの通報を行います。</p> <p>指定国の官庁は、その指定国において国際登録に係る意匠の保護を認める場合には、上述(3)の期間の経過を待つことなく、国際事務局に対して保護の付与の声明を送付することができます。</p> <p>これらいずれの場合も、当該指定国の法令に基づく保護の付与と同一の効果が生じます。</p> <p>(5)更新</p> <p>国際登録の存続期間は、国際登録日から5年で、更新することができます。更新の手続は、国際事務局に対して行います。</p> <p>(6)料金</p> <p>一の通貨(スイスフラン)による国際事務局への手数料の支払いだけで、国際出願および国際登録の更新を行うことができます。</p>
--	---

対象ページ	P274
該当箇所	Lesson34 著作(財産)権 1 著作(財産)権とは (1)複製権 最後から1~3行目
変更内容	電子書籍に対応した出版権の規定整備に伴い、本文を削除のうえ、別途追加いたします。
本文削除	なお、複製権を有する者は、著作物を文書または図画として出版することを引き受ける者に対して、「出版権」を設定することができます(著 79 条 1項)。

対象ページ	P283
該当箇所	Lesson35 著作権の変動 2 いつ著作権は消滅するか (1)著作権の存続期間 12行目
変更内容	記載内容に誤植が認められたため、修正いたします。
本文修正 (下線部分)	映画の著作物もまた、例外として公表後から <u>保護期間が始まり、70 年で満了</u> します(著 54 条 1項)。  映画の著作物もまた、例外として公表後から <u>70 年を経過するまでの間、存続</u> します(著 54 条 1項)。

対象ページ	P235
該当箇所	Lesson29 その他の条約 Question の正解と解説 D
変更内容 (下線部分)	<p>日本国のハーグ協定加入に伴い、内容を変更いたします。</p> <p>《変更前》</p> <p><u>D について、ハーグ協定は意匠の国際的保護に関する取り決めであり、日本は現在未加盟ですが、今後の加盟が検討されています。よって、本肢は誤りです。</u></p> <p>《変更後》</p> <p><u>D について、ハーグ協定は意匠の国際的保護に関する取り決めです。よって、本肢は誤りです。</u></p>



対象ページ	P285
該当箇所	Lesson35 著作権の変動 3 著作権の移転と活用 (3)著作権の利用 5行目
変更内容	電子書籍に対応した出版権の規定整備に伴い、内容を追加いたします。
追加本文	<p><b>(4)出版権</b></p> <p>複製権または公衆送信権を有する者は、①著作物を文書または図画として出版すること(記録媒体に記録された著作物の複製により頒布することを含む)、②記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと、を引き受ける者に対し、出版権の設定をすることができます(著79条)。</p> <p>これまで出版権は紙媒体による出版のみを対象としていました。しかし、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍の増加とともに違法に出版物が複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加していることから、電子出版も出版権の対象となる改正が行われました。</p> <p>出版権の設定を受けた者(出版権者)は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作権について、①頒布の目的をもって、文書または図画として複製する権利(記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む)、②記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行う権利、の全部または一部を専有します(著80条)。</p> <p>出版権を設定すると、その範囲では原則として、複製権者等であっても複製等することができません。</p>

対象ページ	P320
該当箇所	Lesson39 不正競争防止法 [1] Questionの正解と解説 D 4行目
変更内容	記載内容に誤植が認められたため、修正・追加いたします。
(下線部分)	<p>《変更前》</p> <p>したがって、不正競争行為を知った日から3年以上経過した後は、コピー商品を販売等した者に対して差止め等の請求を行えなくなることがあります。よって、本肢は適切です。</p> <p>ただし、自己の商品等表示として周知・著名となっている場合には、保護を受けられる可能性があります。</p> <p>《変更後》</p> <p>したがって、<u>日本国内において最初に販売された日から</u>3年以上経過した後は、コピー商品を販売等した者に対して差止め等の請求を行えなくなることがあります。よって、本肢は適切です。</p> <p>ただし、自己の商品等表示として周知・著名となっている場合には、保護を受けられる可能性があります(不競2条1項1号、2号)。</p>

対象ページ	P328～P332
該当箇所	Lesson40 不正競争防止法 [2] 5 営業秘密の流出を防止するには 全文変更
変更内容	営業秘密管理指針(平成15年1月30日、平成27年1月28日全部改訂)改訂に伴い、全文変更いたします。
	<p>「営業秘密管理指針(平成15年1月30日、平成27年1月28日全部改訂、経済産業省)」においては、営業秘密が不正競争防止法によって差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策が示されています。</p> <p>以下、指針の概要を紹介します。詳細は上記指針を参照してください。</p> <p>1. 秘密管理性について</p> <p>(1)秘密管理性要件の趣旨</p> <p>○営業秘密の情報としての特性</p> <p>営業秘密は、そもそも情報自体が無形で、その保有・管理形態も様々であること、また、特許権等のように公示を前提とできないことから、営業秘密たる情報の取得、使用又は開示を行おうとする従業員や取引相手先(以下、「従業員等」という。)にとって、当該情報が法により保護される営業秘密であることを容易に知り得ない状況が想定される。</p> <p>○秘密管理性要件の趣旨</p> <p>秘密管理性要件の趣旨は、このような営業秘密の性質を踏まえ、企業が秘密として管理しようとする対象が明確化されることによって、当該営業秘密に接した者が事後に不測の嫌疑を受けることを防止し、従業員等の予見可能性、ひいては経済活動の安定性を確保することにある。</p> <p>(2)必要な秘密管理措置の程度</p> <p>秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有企業が当該情報を秘密であると単に主観的に認識しているだけでは不十分である。営業秘密保有企業の秘密管理意思(特定の情報を秘密として管理しようとする意思)が、具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって、従業員に明確に示され、結果として、従業員が当該秘密管理意思を容易に認識できる必要がある。</p> <p>○秘密管理措置の対象者</p> <p>秘密管理措置の対象者は、当該情報に合法的に、かつ、現実接することができる従業員である。職務上、営業秘密たる情報に接することができる者が基本となるが、職務の範囲内か否かが明確ではなくとも当該情報に合法的に接することができる者(例えば、部署間で情報の配達を行う従業員)も含まれる。</p> <p>○合理的区分</p>

秘密管理措置は、対象情報(営業秘密)の一般情報(営業秘密ではない情報)からの合理的区分と当該対象情報について営業秘密であることを明らかにする措置とで構成される。

合理的区分とは、企業の秘密管理意思の対象(従業員にとっての認識の対象)を従業員に対して相当程度明確にする観点から、営業秘密が、情報の性質、選択された媒体、機密性の高低、情報量等に応じて、一般情報と合理的に区分されることをいう。例えば、情報が化体した媒体について、紙の1枚1枚、電子ファイルの1ファイルごとに営業秘密であるか一般情報であるかの表示等を求めるものではなく、企業における、その規模、業態等に即した媒体の通常の方法に即して、営業秘密である情報を含むのか、一般情報のみで構成されるものであるか否かを従業員が判別できればよい。

#### ○その他の秘密管理措置

媒体の選択や当該媒体への表示、当該媒体に接触する者の限定、ないし、営業秘密たる情報の種類・類型のリスト化等、秘密管理措置の対象者たる従業員において当該情報が秘密であって、一般情報とは取扱いが異なるべきという規範意識が生じる程度の取組であることがポイントとなる。

情報に対する秘密管理措置が実効性を失い「形骸化」したともいえる状況で従業員が企業の秘密管理意思を認識できない場合は、適切な秘密管理措置とはいえない。

#### (3)秘密管理措置の具体例

秘密管理措置は、前述(2)のとおり、具体的状況に応じて多様であるが、ここでは、一例として媒体に対する典型的な秘密管理措置を紹介する。

##### ①紙媒体の場合

ファイルの利用等により一般情報からの合理的な区分を行ったうえで、例えば、当該文書に「マル秘」など秘密であることの表示や、個別の文書やファイルに秘密表示をする代わりに施錠可能なキャビネットや金庫等に保管することが考えられる。

##### ②電子媒体の場合

記録媒体へのマル秘表示の貼付、電子ファイル名・フォルダ名へのマル秘の付記、営業秘密たる電子ファイルを開いた場合に端末画面上にマル秘である旨が表示されるよう、当該電子ファイルの電子データ上へのマル秘の付記、営業秘密たる電子ファイルそのもの又は当該電子ファイルを含むフォルダの閲覧に要するパスワードの設定、また、記録媒体そのものに表示を付すことができない場合には、記録媒体を保管するケース(CD ケース等)や箱(部品等の収納ダンボール箱)に、マル秘表示の貼付が考えられる。

##### ③物件に営業秘密が化体している場合

製造機械や金型等、物件に営業秘密情報が化体しており、物理的にマル秘表示の貼付や金庫等への保管に適さないものについては、例えば、扉に

「関係者以外立入禁止」の張り紙を貼ること、営業秘密に該当する物件を営業秘密リストとして列挙し、当該リストを営業秘密物件に接触しうる従業員内で閲覧・共有化する方法が考えられる。

##### ④媒体が利用されない場合

技能・設計に関するものなど従業員が体得した無形のノウハウや従業員が職務として記憶した顧客情報等については、従業員の予見可能性を確保し、職業選択の自由にも配慮する観点から、営業秘密のカテゴリーをリストにしたり、営業秘密を具体的に文書等に記載する形で、その内容を紙その他の媒体に可視化することが必要となる。

なお、従業員が体得した情報が営業秘密に該当する場合、転職後の使用・開示によって、直ちに、民事上及び刑事上の措置の対象となるわけではない。従業員が営業秘密保有企業との関係で信義則上の義務に著しく反するような形で当該営業秘密の取得・使用・開示をした場合に限り、これらの措置の対象となる。その判断にあたっては、当該企業と従業員との間の信頼関係の程度、当該企業の利益、従業員の利益、営業秘密の内容等を踏まえた総合的な考慮による。

##### ⑤複数の媒体で同一の営業秘密を管理する場合

同一の情報を紙及び電子媒体で管理することが企業実務で多く見られるが、それぞれについて秘密管理措置が講じられることが原則である。

##### (4)営業秘密を企業内外で共有する場合の秘密管理性の考え方

企業内(支店、営業所等)、企業外(子会社、関連会社、取引先、業務委託先、フランチャイジー等)と営業秘密を共有する場合には、次のように整理される。

##### ①社内の複数個所で同じ情報を有しているケース

秘密管理性の有無は、法人全体で判断されるわけではなく、営業秘密たる情報を管理している独立単位(以下、「管理単位」)ごとに判断される。当該管理単位内の従業員にとって、当該管理単位における秘密管理措置に対する認識可能性があればよい。

##### ②複数の法人間で同一の情報を保有しているケース

秘密管理性の有無は、法人(具体的には管理単位)ごとに判断され、別法人内部での情報の具体的な管理状況は、自社における秘密管理性には影響しないことが原則である。

##### 2. 有効性の考え方

「有用性」が認められるためには、その情報が客観的にみて、事業活動にとって有用であることが必要である。一方、企業の反社会的な行為などの公序良俗に反する内容の情報は、「有用性」が認められない。「有用性」の要件は、公序良俗に反する内容の情報(脱税や有害物質の垂れ流し等の反

	<p>社会的な情報)など、秘密として法律上保護されることに正当な利益が乏しい情報を営業秘密の範囲から除外した上で、広い意味で商業的価値が認められる情報を保護することに主眼がある。</p> <p>したがって、秘密管理性、非公知性要件を満たす情報は、有用性が認められることが通常であり、また、現に事業活動に使用・利用されていることを要するものではない。同様に、直接ビジネスに活用されている情報に限らず、間接的な(潜在的な)価値がある場合も含み、例えば、いわゆるネガティブ・インフォメーション(ある方法を試みてその方法が役立たないという失敗の知識・情報)にも有用性は認められる。</p> <p>なお、当業者であれば、公知の情報を組み合わせることによって容易に当該営業秘密を作成することができる場合であっても、有用性が失われることはない(特許制度における「進歩性」概念とは無関係)。</p> <p>3. 非公知性の考え方</p> <p>「非公知性」が認められるためには、一般的には知られておらず、又は容易に知ることができないことが必要である。</p> <p>「公然と知られていない」状態とは、当該営業秘密が一般的に知られた状態になっていない状態、又は容易に知ることができない状態である。具体的には、当該情報が合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物に記載されていない等、保有者の管理下以外では一般的に入手できない状態である。</p> <p>営業秘密における非公知性要件は、発明の新規性の判断における「公然知られた発明」(特許法第 29 条)の解釈と一致するわけではない。営業秘密における非公知性では、特定の者が事実上秘密を維持していれば、なお非公知と考えることができる場合があり、また、保有者以外の第三者が同種の営業秘密を独立に開発した場合、当該第三者が秘密に管理していれば、なお非公知である。</p> <p>また、当該情報が実は外国の刊行物に過去に記載されていたような状況であっても、当該情報の管理地においてその事実が知られておらず、その取得に時間的・資金的に相当のコストを要する場合には、非公知性はなお認められる。</p> <p>「営業秘密」とは、様々な知見を組み合わせ一つの情報を構成していることが通常であるが、ある情報の断片が様々な刊行物に掲載されており、その断片を集めてきた場合、当該営業秘密たる情報に近い情報が再構成されるからといって、そのことをもって直ちに非公知性が否定されるわけではない。組み合わせの容易性、取得に要する時間や資金等のコスト等を考慮し、保有者の管理下以外で一般的に入手できるかどうかによって判断することになる。</p> <p>参考:「営業秘密管理指針」平成 15 年 1 月 30 日 (全部改訂:平成 27 年 1 月 28 日)経済産業省 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf</a></p>
--	--

対象ページ	P378
該当箇所	Lesson45 関税法 <b>2 輸出または輸入してはならない貨物</b> ①・②
変更内容 (下線部分)	<p>《変更前》</p> <p>①特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権または育成者権を侵害する物品</p> <p>②不正競争防止法2条1項1～3号までに掲げる行為(周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為)を組成する物品</p> <p>《変更後》</p> <p><b>輸出してはならない貨物</b></p> <p>①特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権または育成者権を侵害する物品</p> <p>②不正競争防止法2条1項1～3号、10号、11号に掲げる行為(周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為、技術的制限手段に対する不正行為)</p> <p><b>輸入してはならない貨物</b></p> <p>①特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権または育成者権を侵害する物品</p> <p>②不正競争防止法2条1項1～3号、10号、11号に掲げる行為(周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為、技術的制限手段に対する不正行為)</p>